

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	小林 直樹
加古川市監査委員	玉川 英樹

定期監査等の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査等を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

建設部（土木総務課、営繕・住宅課、公園緑地課、道路保全課、道路建設課、治水対策課）において、平成 2 7 年度に執行された事務事業及び平成 2 6 年度に執行された補助金を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日から平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業は、おおむね適正にかつ効率的に執行されていると認められた。しかし、事務の一部について別紙のとおり改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

別紙

工事請負費の支払について

工事内容の変更に伴う増額分について、変更契約を行わず、増額分を別の工事の経費の一部として支払をしていたものが見受けられた。工事費の増額があった場合は、変更契約を締結するなど適切に処理をされたい。

(市道池田海岸線他 1 線道路修繕工事)
(加古川別府港線道路修繕工事 (池田地区))